

水産省エネ・省コスト機器等導入緊急支援事業費補助金交付要綱

| | |
|------|----------------------------|
| 制 定 | 令和 4 年 6 月 21 日付け沿第 169 号 |
| 一部改正 | 令和 4 年 12 月 19 日付け沿第 532 号 |
| 一部改正 | 令和 5 年 2 月 20 日付け沿第 677 号 |
| 一部改正 | 令和 5 年 7 月 6 日付け沿第 205 号 |
| 一部改正 | 令和 5 年 12 月 21 日付け沿第 455 号 |
| 一部改正 | 令和 7 年 3 月 13 日付け沿第 436 号 |

(趣旨)

第 1 条 燃油価格の高騰により、操業コストが上昇し、沿岸自営漁業者等の漁業経営を圧迫している。燃油価格高騰が長期化しても、漁業経営の体質強化及び沿岸自営漁業者等の所得向上の取組が加速するよう、操業コスト削減に向けた緊急の取組を支援するため、省エネルギー・省コストにつながる機器や漁具等の導入に必要な経費に対して予算の範囲内において、補助金を交付する。その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象及び補助率等)

第 2 条 補助対象経費、事業実施主体、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事業実施計画書の提出)

第 3 条 事業実施主体が事業を実施しようとするときは、別に定めるところにより事業実施計画書(様式第 1 号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により事業実施計画書の提出があったときは、別に定める審査の評価を踏まえ、当該事業実施主体と協議を行い、適当と認められたときは内定するものとする。

(交付申請)

第 4 条 前条第 2 項の規定による内定を受けた事業実施主体(以下「補助事業者」という。)が、規則第 4 条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、補助金交付申請書(様式第 2 号)を知事へ提出しなければならない。

2 交付申請書に添付すべき書類及び提出の期限は、別に定めるものとする。

3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第5条 知事は前条による交付申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知する。

(交付決定をしないことができる場合)

第6条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしないことができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

(申請の取り下げ)

第7条 補助事業者は、規則第7条の規定により申請の取り下げをしようとするときは、交付申請取り下げ書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(事業の着手時期)

第8条 事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。

(変更承認申請)

第9条 補助事業者は、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書（様式第5号）又は中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。ただし、変更後の計画内容が当初の目的や効果を変更しない軽微な変更である場合はこの限りではない。

- (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業の中止又は廃止
 - (3) 補助金を増額する場合又は20%を超えて減額する場合
 - (4) 事業の主要な部分に関する変更
 - (5) その他知事が必要と認める場合
- 2 知事は前項の規定により変更承認申請書又は中止（廃止）承認申請書が提出されたときは、内容を審査し、変更を承認する場合は補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知する。

(遂行状況の報告)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について事業実施状況報告書（様式第8号）により報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により、実績報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

- 2 提出の期限は、補助事業が完了した日から 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度（以下、「交付決定年度」という。）の 2 月末日のいずれか早い日とする。なお、事業実施期間が複数年度にわたる事業に交付の決定を受けたものについては、補助事業が完了した日が交付決定年度に属するときは、補助事業が完了した日から 30 日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日とし、交付決定年度の翌年度以降に属するときは、補助事業が完了した日から 30 日を経過した日又は補助事業が完了した年度の 2 月末日のいずれか早い日とする。
- 3 補助事業者は、第 1 項の実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 12 条 知事は前条による実績報告があったときには、必要な検査を行い、その報告にかかる補助事業の実施結果が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第 13 条 補助金は規則第 11 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者が概算払により補助金を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 11 号）を提出しなければならない。

（財産の管理等）

第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限を受ける機械及び器具）

第 15 条 規則第 13 条第 1 項第 4 号の知事が指定する財産は、すべての機械及び器具とする。

- 2 規則第 13 条第 2 項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、規則第 13 条第 1 項の承認を受けようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第 13 条の規定により知事の承認を受けて財産の処分をしたことによる収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（消費税等仕入控除税額の確定）

第 16 条 知事は、第 4 条第 3 項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定したときには、報告書（様式第13号）により知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があったときには、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類、帳簿等の保管）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びすべての証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第14号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（県内中小企業者への優先発注）

第18条 補助事業者は事業の実施にあたって、物品及び役務の調達等を行う場合には、島根県中小企業・小規模企業振興条例（平成27年島根県条例第45号）第4条第2項に基づき、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するよう努めること。

（書類の提出）

第19条 この要綱に基づき補助事業者が知事に提出する書類は、原則として補助事業者の本社所在地又は住所地を管轄する隠岐支庁（農林水産局）または農林水産振興センターの長を経由して提出するものとする。

（省エネ・省コスト化に係る状況報告）

第20条 補助事業者は、省エネ・省コスト化に係る取組状況等について、実績報告した年度の翌年度から3年間、県が行う聞き取り調査等に協力すること。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附則 この要綱は、令和4年6月21日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年12月19日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正前の水産省エネ・省コスト機器等導入緊急支援事業費補助金交付要綱により交付決定された事業については、引き続き従前の要綱の規定を適用する。

附則 この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）補助対象及び補助金額等

| 補助対象経費 | 事業実施主体 | 補助率及び補助上限額 |
|---|---|--------------------------------------|
| <p>○ 操業コストの削減に資する機器で、次に指定するものの導入に係る経費(備品購入費等)</p> <p>魚群探知機、ソナー、プロッター、GPS受信機、自動操舵装置、レーダー、潮流計、塩分等測定計、ドローン、無線機、エンジン、遠隔操縦装置、エレクトリックモーター、自動いか釣り機、電動リール、LED灯、揚縄機、揚網機、漁労ウインチ、船上海水冷却装置、その他コスト削減に資する機器で知事が認めるもの</p> <p>○ 操業コストの削減に向けた漁法の転換や新漁法の導入の際に必要な漁具等の導入に係る経費（需用費、備品購入費等）</p> <p>なお、上記のいずれにあっても、次の要件をすべて満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書に記載する目標は、省エネ・省コスト化を5%以上図られるものを計画し、その目標の達成に寄与するもの ・ 本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもの | <p>・ 島根県認定漁業者設置要綱(令和2年4月30日付け水第68号)に規定する認定漁業者及び認定新規漁業者</p> <p>・ 沿岸漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕、漁具を定置して行う水産動植物の採捕及び水産動植物の養殖を海面で行う事業をいう。）を営む法人及び任意団体</p> <p>※任意団体にあつては、その代表者が認定漁業者若しくは認定新規漁業者であること。</p> <p>なお、上記のいずれにあつても本事業を活用したことがない者を対象とする。</p> | <p>1/2 以内</p> <p>補助上限額：10,000 千円</p> |